

「働き方改革セミナー」及び「個別相談会」のご案内

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の事業運営につきまして、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、中小企業・小規模事業者にとりまして、事業継続をはじめ雇用維持等企業経営に大きな影響を及ぼしております。このような中で、平成31年4月から労働基準法など“働き方改革関連法”が順次施行され、年次有給休暇の確実な取得が義務付けられたほか、来年4月からの“パートタイム・有期雇用労働法”（同一労働同一賃金）の施行（中小企業）に対処が迫られております。そこで、“パートタイム・有期雇用労働法”（同一労働同一賃金）で変わったポイントの概要解説、取組の段取り（対応手順）の基本的な内容の理解を深め、実務対応に活かしていくことを目的として開催いたしますので、経営にお役立ていただきますようご案内申し上げます。

なお、講習会ご出席を希望されます方につきましては、別紙の参加申込書に必要事項ご記入の上、11月10日（火）までにFAXにてお申込み願います。

記

1. 日時場所 【第1回セミナー】令和2年11月17日（火） 14時～15時10分
京都経済センター 6階 6-D会議室
（京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地）

【第2回セミナー】令和2年11月19日（木） 14時～15時10分
舞鶴21ビル 2階 会議室
（舞鶴市字喜多1105番地の1）

【個別相談会】第1回及び第2回とも、15時15分～16時15分

2. 内 容 「同一労働・同一賃金への対応に向けて」解説（セミナー）

- ①正社員等と短時間・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の禁止
- ②短時間・有期雇用労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
- ③裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備等

「個別相談会」働き方改革全般（要事前申し込み）

4. 講 師 社会保険労務士 中村 昭久 氏

5. 定 員 【第1回セミナー】50名、【第2回セミナー】30名

※それぞれ定員に達し次第締め切ります

※定員を超え、ご参加いただけない場合のみ、個別にご連絡いたします。

（お問合せ）

京都府中小企業団体中央会

連携支援課 五十棲・中尾

北部事務所 細見・山田

電話（075）708-3701

電話（0773）76-0759